

陳情第171号	受理年月日	平成28年10月7日
付託委員会	議会運営委員会	
陳情者	八幡西区穴生一丁目18-26 村上 さとこ	
件名	政務活動費の支出にかかわる証拠書類の完全公開について	
要旨	<p>現在、富山市議会などで政務活動費の不適切な支出及びそれに伴う議員の辞職が報道されており、政務活動費に対する市民の関心と不信感が高まっている。</p> <p>政務活動費は、議員の調査活動基盤の充実を図って地方議会の審議能力を強化し、市民の信頼を確保する観点から用意されたものであり、地方議会には、その一層の透明化が求められている。</p> <p>政務活動費に関する情報については、収支報告書はもちろんのこと、その裏づけとなる会計帳簿、領収書、その他の証拠書類も議員単位で公開されるべきである。そして、これらはインターネット上で公開するのが時代の要請であり、大阪市や神戸市など全国30以上の自治体が、議員単位で開示している。</p> <p>北九州市でも、関係条例で政務活動費について透明性の確保がうたわれ、収支報告書及び領収書等の裏付け資料の写しを議長及び市長に提出することが義務づけられているが、インターネット上で閲覧できるのは、収支報告書のみである。領収書等の裏付け資料は、市議会事務局で閲覧することができるが、その時間帯は多くの市民の勤務時間帯であり、実際に閲覧するのは困難と言わざるを得ない。これでは、多くの市民が収支報告書の記載内容の真偽を確認できず、政務活動費に対する市民の信頼が確保されているとは言えない。</p> <p>については、政務活動費の収支報告書、会計帳簿、領収書その他の証拠書類を、会派だけでなく議員一人一人の分まで公開するよう政務活動費の交付に関する条例を改正し、ホームページで公開していただきたい。</p>	

陳情第181号	受理年月日	平成28年11月10日
付託委員会	議会運営委員会	
陳情者	小倉北区田町12-15 大明ビル3階 市民オンブズマン北九州 代表幹事 吉田 素子	
件名	政務活動費の領収書等のホームページでの公開について	
要旨	<p>北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例によれば、会派は毎年度の政務活動費に係る収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、議長に対し、収支報告書と領収書等の閲覧を請求することができることとされている。</p> <p>しかし、領収書等は、紙で閲覧することしかできず、市民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければならない。また、領収書等の写しの交付を受けるには1枚当たり10円の費用を支払わなければならない。全部の領収書の写しを入手するには、場合によっては10万円を超える費用が必要になる。写しを作成する事務職員の負担も無視できない。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床をつくっている。政務活動費の不正が発覚した富山市議会も、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたものと考えられる。</p> <p>政務活動費の使途を真に透明なものにするためには、市民が、いつでも安価かつ容易に政務活動費の使途の情報を得られるようにすることが不可欠である。</p> <p>収支報告書と領収書等をホームページで公開する議会は、加速度的に増加しており、大阪府、高知県、函館市、兵庫県、大阪市、京都市、神戸市などである。</p> <p>については、一日も早く、領収書等の議会ホームページでの公開を実現していただきたい。</p>	

